

週報

七月十日號

第一九五號
昭和十五年七月十一日
（郵政省認可）
（第一四六號日發行）



統制の強化と國民生活

本年度の物動計畫

奢侈品の製造販賣禁止

暴利取締令の改正

ソ聯のバルカン進出



新支那讀本

2

新國民政府のその後

五錢

週報

七月十日號

第一九五號

昭和十一年七月十一日
（日）
（郵便物認可）

（毎週一回水曜日出行）

五錢

統制の強化と國民生活

本年度の物動計畫

奢侈品の製造販賣禁止

暴利取締令の改正

ソ聯のバルカン進出



新支那讀本

2

新國民政府のその後

アジアン・パシフィック・センター
Asian Pacific Center
http://www.apc.or.jp

堅實な生活を

週報 一九二九年十月五日
内閣陸軍部編輯
省國民生產總局を設立せり……
本軍支の物資動員計畫
金 蠟 金、蠟
奢侈品の製造販賣禁止
「奢侈品製造販賣禁止法」が海關一
海王省納税局……
禁利取締令の改正
「禁利及び取捨利息改正令」が海關一
海王省納税局……
已事の爲に準備せられたる是
陸軍省精選部……
ソ聯のバルカン進出
外務省特使報告……
支那事變二十年を觀つて
平内閣陸軍部編輯……
新國民政府のその後

七月廿八日(金) 勸告
 ▼日清開戦の實効増進に關する
 基本方針交渉成立
 八月廿九日(土) 勸告
 ▼開戦後總兵官殿下、畏くも
 新聞通信社代表を御引見極楽な
 る御言葉を賜ふ ▼十五年度
 勸告勳員計品出式に閣議決定
 ▼東軍西軍兩領首領 ▼南支
 東、英領の勳員行爲を暴露、
 今後、英に兩通告で代執行助
 を行ふ旨發表
 八月廿九日(土)
 ▼現停休職職員首等一同委員
 會開く ▼光緒に突如ハツイ
 に歸航
 八月一日(金) 西京第六日
 ▼保護下の近東諸國の不安現狀
 許容せぬ旨の宣言發表 ▼皇
 軍發に盟國首領
 七月二日(土)
 ▼滿洲國皇帝陛下御東京 ソ戰
 時貿易振興のため雜品用皇村

露光量違いにより重複撮影

戦時下だ!!

堅實な生活を

週報 (第七五號)

内閣情報部編輯

新國民生活體制を確立せよ

本年度の物資動員計畫

企 畫 院

奢侈品の製造販賣禁止

商工省物價局

暴利取締令の改正

商工省物價局

支那事務以來の綜合戰果

陸軍省情報部

ソ聯のバルカン進出

外務省情報部

支那事務三周年を迎へて

米内内閣總理大臣講演

新支那讀本(二)

新國民政府のその後

週間速報

六月廿八日(金) 前夜追加

▽日蘭印間の貿易増進に關する

基本方針交渉成立

六月廿九日(土) 前夜追加

▽閣院參謀總長官職下、畏くも

新聞通信社代表を御引見優渥な

る御言葉を賜ふ、▽十五年度

物資動員計畫正式に閣議決定

▽皇軍鎮南關占領、▽南支

軍、英側の利敵行為を暴露、

今後は英に無通告で作戦行動

を行ふ旨發表

六月卅一日(日)

▽獨佛休戰委員會第一回委員

會開く、▽米艦隊突如ハワイ

に歸航

七月一日(月) 前夜追加

▽保護下の近東諸國の不安定亂

許容せぬ旨の宣言英發表、▽皇

軍遂に龍州占領

七月二日(火)

▽滿洲國皇帝陛下御退京、▽職

時貿易振興のため輸出品用原材

料會社、輸出品買取會社設立原

案閣議で決定、▽獨、白蘭進軍

より佛の降伏までの戦勝の経過

と原因發表、▽米の軍需機材禁

輸決定報せらる

七月三日(水)

▽製鐵用輸入原料配給等統制令

公布(八日施行)

七月四日(木)

▽海軍航空部隊第廿次重砲擲撃

▽英諸港に碇泊中の全佛艦昨三

日接收と英發表、▽ルーマニア

内閣總辭職

七月五日(金)

▽日支條約締結に關する交渉南

京に開始、▽佛、對英國交際絶

を發表

七月六日(土)

▽滿洲國皇帝陛下大阪より御歸

國の御途につかせる、▽奢侈

品等製造販賣制限規則公布(七

日實施)

新國民生活體制を確立せよ

七月七日、支那事變勃發三周年を期して、奢侈品等の製造販賣制限規則が實施された。

この措置の目的とするところは、消費規正の強化と所謂規格外品の禁止にあり、戦時經濟上大切な資材や動力、勞力等が、戦時になくても済むやうな物や奢侈品等の製造販賣に充てられることを止めて、これを戦時國民生活上眞に必要な物の製造販賣に振り向けるのが、第一の狙ひである。

この外、現在では非常な購買力が奢侈品贅澤品等を買ふのに向けられてゐるから、これを抑へて、餘つた購買力を貯蓄や公債消化に、振り向けようといふことも狙つて居り、更にこの規則の效果として國民生活の刷新緊張を期待してゐる點に大きな意味があるのである。

國民生活の刷新、戦時生活の確立の聲は既に久しいが、都會生活の消費面等を見るときは、必ずしも充分の效果をあげてゐるとはいへない。今までの生活の自由の夢を追つて、統制への不平不満を洩らすものも絶無ではない。しかしながら、戦へる世界のどの國に、生活の戦時態勢化が斷行されてゐないところがあるらうか。ドイツの勝利の蔭に、鐵の統制の下、眞に國民が戦時意識に徹して、不自由な生活に甘んじて來た事實を見逃してはなるまい。我々は今まで餘りにも、戦時下とも思へぬゆとりで馴れ過ぎて來たのだとはいへないだらうか。この意味では、今回の奢侈品禁止の措置も寧ろ遅つたと思へる位である。

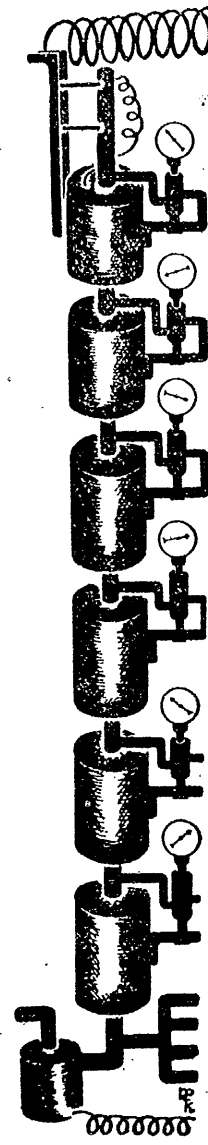
今や時局は更に一段の展開を見ようとしてゐる。日本が新らしき世界情勢に處し、東亞の盟主として支那事變を處理し、東亞自給自足圈の確立を期するためには、國內態勢の強化がいよいよ切實に感ぜられるに至つたのである。政府はかかる事態に處して諸般の施政を整備しつつあるのであるが、今回の措置もまた戦時にふさはしい質實簡素な國民生活の實現を期さうとの理想に發してゐるのである。

従つて今回の措置は第一次であつて、更に長期戦の深化、物動計畫の強化に伴つて更に第二次、第三次の物品指定を行つて、不急不要品、奢侈品贅澤品として製造販賣を禁止する物品の範圍を増して行き、又、一定の限界價格も漸次引下げて行くことにもならう。即ち、都會の奢侈面から漸次生活程度の切下げを斷行するを目標とし、新らしい戦時生活の確立をめざしてゐるのである。

今回の省令は、奢侈品等の製造、販賣を禁止するだけであつて、既に所有してゐる物品の使用までも禁止はしてゐないが、それをよいことにして、これ見よがしに贅澤品を使用することは、戦時下の國民として固く憤まねばならぬことである。又かゝる戦時にふさはしからぬ行為に對しては、眞摯な國民感情が嫌惡を催すやうにまでなつてほしいと思ふ。

我々はこの販賣制限を戦後生活刷新運動の一轉機として、日常生活を質實簡素にし、華美浮薄な生活態度を改め、新らしき國民生活體制の樹立に向つて出發しようではないか。

新らしい時代は、新らしい美を發見し、その基礎の上に新らしい健全な生活體制を築きあげねばならない。



本年度の物資動員計畫

企 畫 院

昭和十五年度の物資動員計畫は、國際情勢の變化等を考慮し、取りあへず四月から六月までに至る暫定計畫を實施すると共に、一年を通ずる本格的な計畫の立案を急いでゐたが、この本格的な計畫も、去る六月廿九日の閣議において貿易計畫と共に決定を見るに至つた。いふまでもなく物資動員計畫は、二百數十種に及ぶ多數の重要な物資について、一年間における需給統制の基本計畫を定めるものであるから、わが國現下の國民經濟運営

の根幹をなすといつても過言でなく、國策遂行上からいつても、國民生活上から見ても、その及ぼす影響は極めて廣汎であり、また重大である。次に本年度の物資動員計畫の内容の概要を述べよう。

物資供給の状況

まづ物資供給の状況を見ると、物資の供給源、即ち物を手に入れる源としては、國內の生産が壓倒的な部

分を占め、國內生産だけでは不足する分を滿洲、支那、或ひは英米等の第三國から輸入して補ふことにしてゐるのであるが、國內生産の方は、昨年の旱害や石炭電力等の不足などによつて蒙つた障礙が尠くないに拘はらず、一昨年度以來努力して來た生産力擴充計畫の進行に伴つて生産量を増加したために、昨年度の實績に比較すると本年度は相當の増加を期待し得る状態にある。昨年度は未曾有の旱害等の影響によつて、折角擴張した施設を能力一杯に働かすことが出来なかつた向も可成りあつたやうであるが、にも拘らず、その生産の實績は、少數の例外を除いて多くの物資は、一昨年よりは何割かづゝの増加を見てゐる。しかも本年は昨年よりも天災に處する準備が進んでゐる上、昨年建設中であつた工場等が完成して動くやうになつたものが相當にあるので、昨年の實績に比べれば本年は更に生産量を増加する見込である。この點は全國民の努力奮闘の賜であり、躍進日本の姿の表徴である。

また滿洲と支那から輸入する物資もまた、旱害、水害等

不慮の災害の多かつた昨年に比べると、本年は相當の増加を豫期し得るのであるが、たゞ第三國からの輸入は、歐洲動亂の影響によつて、海外物資が一般に著しい値上りを生じた上に、交戦國は勿論中立國でさへも、或るものは國防上などの必要から、物資の輸出を禁止したり制限したりするやうになつたために、今日我が國が必要とする物資を海外から入手することは非常に困難となつた。従つて第三國から輸入し得る物資の數量は、昨年に比し尠からぬ減少を豫想されるのであつて、その結果國內と國外を併せた物資の總供給量は、昨年の實績よりも大なる増加を見込み得ない状態である。

物資需要の状況

物資を供給する側の事情がかくの如くである反面、物資を需要する側の状況はどうかといふと、わが國現下の情勢は、軍備の充實、生産力の擴充、大陸の建設等、萬難を排して遂行せねばならぬ重要政策が山積し、その何れも莫大な資材を必要としてゐるのである。殊に歐洲動亂

を中心とする最近の世界情勢を考へるときは、その必要はますます増大してゐると言はねばならない。概言すれば、物資を生み出す方は限られてゐるのに、使ふ方は殆んど限り無く殖えつゝあるとも言ひ得るのであつて、これを如何にして切り盛りするかといふことは並大抵でない苦心を要するのである。物資の量の足りないことが所詮免れ得ないとすれば、これを補ふ途は、少い物資を十二分に活用して、最大の效用を發揮するといふことより他はない。物資配給を重點主義によつて按排しなければならぬといふことは、全くこゝから生じて來るのであつて、能率本位による重點主義こそ、物資動員計畫の根本精神であるとも言ひ得るのである。

本年度物動の根本方針

この精神に基づいて本年度の物資動員計畫は、支那事變を處理し、聖戰の目的を完遂すること、歐洲動亂に伴ふ國際新情勢に善處して、國防の安固を圖ることを目標とし、更にわが國運將來の發達に應ずるため、特に(一)

軍需の充足に努めること、(二)生産力擴充計畫の遂行を圖ること、(三)滿支大陸の建設に努めること、(四)輸入力増強、特に輸出貿易の振興に努めること、(五)國民生活必需品の最少限度の確保に努めること、の五大眼目に重點をおく方針の下にこれを設定した。従つて他の方面に對する物資の配給は思ひ切つた節約を斷行しなければならぬこととなつたのである。

一、軍需の充足

まづ第一に軍需であるが、わが國は目下支那において大規模の作戰を遂行中であるから、多額の軍需資材を要することは勿論である。その上更に最近の國際情勢は一段と軍需の充實を急務としてゐるので、本年度の物動計畫においても特に陸海軍需の充足に重點をおいて、相當多額の物資をこれに供給し、以て國防の安固を期したのである。しかしこの方面においても、現下の我が國の實情に即應し、物資の利用を效果的にし、及ぶ限りの節約を圖るべきことは勿論であるので、この點については關係方面においてもあらゆる努力をしてゐるのである。

陸海軍需以外の政府の需要の大部分は鐵道、通信、農林等の官業用物資である。これ等については、國防計畫と生産力擴充計畫に即應して、どうしても施設せねばならぬものに對し、重點主義によつて必要最少限度の物資を供給することとし、他の物資需要に關しては極度の節約を圖ることに努めた。

二、生産力擴充計畫

次は生産力擴充用の物資である。生産力擴充計畫は、國防産業と基礎産業の飛躍的發展を圖り、重要資源の自給態勢を強化して、國防の安固と經濟發展の基礎を培はうとするものであつて、本年度はその第三年度に當り、特に巨額の物資を要するのである。昨年度は一般的物資不足と配給の不円滑によつて所要の資材を入手するに困難な事情が相當にあつたため、建設途上の工場中にはその完成が遅れ、現實の生産増加に寄與することが出来なかつたものがあり、既設の工場でも石炭、電力等の不足によつて一時運轉を休止又は制限したもののが少くなかつた。そのため、物資の活用、施設の全能率發揮と

いふことが最も必要とされる今日、却へつて物資をねかせ、施設を遅ばす結果になつた場合が相當あり、その當時、生産力擴充計畫の再檢討を盛んに唱へられた向もあつたのである。關係當局においても、この尊い經驗を基礎として生産力擴充計畫の實施方法については慎重研究を重ねた結果、本年度は能率本位に基づいて重點主義を一層強化することとした。この見地から、まづ以て既存設備の活用、建設途中の工場の完成を圖り、地域別並びに工場事業場別にも重點主義によつて、技術が優秀で能率の高いものを育成助長する方針を採り、極力生産増加の實績を上げることに力を入れると共に、他方また新たな設備の擴充についても特に鐵鋼、石炭、輕金屬、電力等の基礎的部門の擴充に重點をおき、更に液體燃料の増産、屑鐵對策など國防的見地からの自給態勢の強化に考慮を拂ひ、必要資材の確保を圖つたのである。

なほ生産力擴充計畫の遂行は、日滿支を一體として綜合的效果を上げることが肝要なことは、わが國、滿洲及び支那における資源賦存の狀況並びに經濟發達の段階などから

見て極めて明瞭であるが、更に最近の國際情勢から見
て、重要資源を東亞以外の地域に依存してゐる危険な現
状は、一日も早く脱却しなければならぬので、生産力
擴充計畫も日滿支を通ずる自給自足態勢の上に行はれね
ばならぬことが一層重大となつて來たのである。

この事情に鑑み、本年度よりは特に鐵鋼、輕金屬、石炭、
液體燃料等の部門において、日滿支を通じて産業立國の
見地に立脚して、合理的な産業の配置を考慮し、各地
域を一貫した方針の下に、資材の供給を行ひ、以て生産
力擴充の総合的實施の方策を講じたのである。

三、大陸建設方針

大陸の建設に必要な資材の供給も右の趣旨を根本とし
てゐる。滿洲國において目下實施中の産業開發五年計
畫は、日滿一體の生産力擴充計畫の一環を爲すものであ
つて、わが國としては從來からこれが遂行に協力して來
たのであるが、本年度は滿洲國もまた歐洲戰亂の影響を
受け、資材の入手難により計畫遂行上少なからぬ支障を
生ずることが豫想されるので、わが國よりの資材供給に

つては萬全を期さねばならない。特に、鐵鋼、石炭、液
體燃料、輕金屬の部門の生産については、前述の日滿の
総合的生産力擴充計畫遂行の見地から、こゝに重點をお
いて資材供給の確保を圖る方針である。支那に關しても
同様の見地から、本年度は特に石炭、鐵鋼、棉花、鹽等
の重要資源の開発と、これに必要な交通運輸の整備に力
を入れて資材の配當を行つてゐるのである。

四、輸出貿易の振興計畫

次に輸出品用原材料であるが、軍需の充足にしても、
生産力の擴充にしても、今日のわが國の經濟事情の下に
おいては、相當多額の物資を第三國から輸入して、これが
遂行に充てなければならぬが、これに必要な資金は、
金又は外貨によらなければならぬ。そこで政府として
は、大いに國內産金を奨励して、金を手に入れることに
つとめてゐるのであるが、これにも限度があるので、結
局輸入資金の大部分は輸出貿易の振興によつて稼ぐこと
が最も肝要である。輸出貿易の振興を圖るためには、先
づ對外的に必要な手を打つて、海外市場を開拓しなけれ

ばならず、今日のやうに各國が輸出入の禁止制限を強化
しつゝある情勢下にあつては、この方面に格段の努力を
要するのであるが、他方また、輸出品製造のために必要
な原料その他の物資、勞務、動力等の圓滑なる供給を圖
つて輸出品の生産に支障のないやうにしなければならぬ
い。よつて、本年度の物動計畫においては、輸出品用原材料
の供給確保については特別の考慮を拂ひ、特に優先的に
取扱ふこととし、これが實施の機構についてもまた、最
近方針の決定を見た。

五、必需品の最少限確保

前述の通り、わが國現下の情勢上、どうしても放つて
おくことの出来ない重要政策遂行のために要する物資
は、必要な最少限度に切り詰めてもなほ莫大な數量に上
るのであるが、國內國外を併せ、入手し得る物資の量に
は限度があるのであるから、右の重要政策の遂行に、大
きな支障のないやうにするためには、一般民需、特に國
民の消費する物資を思ひ切つて節約して、國策上必要な
方面に振り向けて行く外はないのである。

一般民需といつても、その内容は甚だ廣汎であつて、
工礦業、農林畜水産業等の生産を行ふに必要なもの、國
民の消費生活に必要な物資等を含んでゐるのである。生
産を行ふに必要な物資としては、例へば鐵石、原油など
工業原料を始めとし、肥料、作業衣、軍手、地下足袋、
農林水産用具、勞務者住宅用資材等であるが、これ等物
資供給の適正を缺き、これがため却つて、重要物資の供
給力の減少を生ずるやうなことがあつては、所期の目的
に反するのであるから、これが供給數量をどの位にする
かについては慎重なる考慮を要するのである。

作業衣、軍手、地下足袋、農林水産用具、勞務者住宅
用資材等について見るに、昨年度は配給の圓滑を缺いた
ため、鐵山、工場、農漁村等における生産に支障を及ぼし
た向が少くなかつたやうである。よつて、本年度物動計
畫においては、昨年の實績に比し相當量の増加を圖ること
とした。また肥料については加里のやうに、從來主と
して獨佛兩國から輸入してゐたものは、歐洲戰亂のため
輸入困難を豫想され、その供給量は昨年度よりも著しく

減少するを免れ得ないのであるが、硫安、磷酸肥料等は出来だけその供給を増加する豫定である。加里の不足は農業生産上甚だ遺憾とする所であるから、草木灰の回收、硝酸加里の輸入等によつて補填する考へである。

かくの如く生産に必要な物資は、極力供給量の増加に努めたのであるが、一般の物資需給状況から、事變前のやうに潤澤を期することは出来ないのであるから、これ等物資の配給の公正と、使用消費の方法については、更に特別の工夫を拂ひ、少い物資を以て最大の生産能力を上げるやう努力しなければならないのである。

次に被服類、食料品、衛生材料、醫藥品等の生活必需品については、既往の實績を參照して、戦時に相應しい質實健全な國民生活を維持するに必要な最低限度の數量を確保することとした。しかして、この國民生活必需品については、本年度は特に総合的需給計畫を設定して、生産、配給及び消費に關して徹底した對策を講じ、戦時國民生活の安定を期することとなつてゐる。

なほ右に該當しない一般民需物資、特に質實簡素を旨

とすべき戦時國民生活と云ふ尺度から見て不急不要と目せらるゝ物品については、更に強度の節約を圖る方針である。就中、奢侈品などは、重要物資の節約といふ見地からのみならず、國民精神の緊張といふ點からしても、この際大いにこれが使用を慎むべきであるから、法令でその製造と販賣を禁止又は制限することとなつたのである。

物動計畫の實施について

以上は本年度の物資動員計畫の概要であるが、物資動員計畫の實施に當つては、現實の需給状況に即應して適確な實施を期することが最も肝要である。わが國の現状は、前述の通り、重要物資の相當大きな部分を第三國に依存してゐるのであるが、現下の國際情勢は朝に夕に測られない有様で、この國際情勢の變化に伴つて第三國から輸入する物資は直接影響を受け、延いてこの物動計畫の全體にもまた少なからざる影響を避け難いのであるから、かくの如き事態に對しては機を逸せず、實情に即し

た需給調整の措置を講じなければならない。この趣旨から本年度は特に、四半期毎に實施計畫を設定し、情勢の變化に即應して物動計畫の適切な實行を圖つて行くこととなつたのである。

以上の計畫を實施するためには、先づ生産力擴大計畫産業は勿論、その他の重要産業等においても、均しく物資生産の確保と増進を圖ることが必要である。また海外からの輸入を確保するに必要な輸入力の増強を圖るためにも、輸出品産業の生産の維持増進を圖らねばならない。これが爲めには徹底した經濟統制により資材、勞務、資金は勿論、動力、交通に至るまで、配當の適切を圖り、且つ内外地を通じ総合的計畫の下にその實效を挙げねばならない。従つて物動計畫の外、今後速かに勞務資金、電力、交通等他の動員計畫を設定し、物資の生産輸入の完遂を期さねばならない。かくて一方においては、生産の増進と輸入物資の増加により、供給量の増大を圖ると共に、他方においては、配給組織の徹底的整備を行ひ、進んで消費規正を強化して、需給の調整をなさねばならな

い。今日の配給と消費の機構は、各個人の自由な取引、自由な消費に任せて、世の中がうまく動いてゐた時代には立派にその機能を果して來たが、時代の遷り變りによつて最早新時代の要求にピッタリとは合はないものとなつた。この事は、切符制度などの實施に當り特に痛切に感ぜられる所であつて、この問題はどうしても早急に解決をつけなければ、物資動員計畫の圓滑な實施は期し難いのである。時代は今や一大變革期に際會してゐるのである。吾々國民としては、一日も早くこの滔々たる時代の大勢を掴んで、新しい取引の觀念なり生活の標準なりを打ち樹て、これを如實に配給組織や消費生活の上に現はして行くことが急務である。

今や我が國は曠古の聖戰三周年を迎へ、しかも歐洲大戰の擴大に伴ひ、世界の情勢は刻々に變轉しつつあり、須臾も油斷の出來ない秋に際會してゐるのである。われわれ國民は、舉國一致、祖國愛の熱誠に徹し、生活標準の低下をも敢へて意とせず、不屈不動の覺悟と努力とを傾けて時勢の克服に邁進しなければならない。

奢侈品の製造販賣禁止

― 奢侈品等製造販賣制限規則解説 ―

商工省物價局

- 一 はしがき
- 二 制定の趣旨と規則の要點
- 三 逐條解説
- 四 罰則
- 五 むすび

一 はしがき

我が銃後國民生活の現狀を顧みると通貨の膨脹が購買力の増大を誘發し、生活様式の奢侈化に拍車をかけた事實は否めないが、一方に於て物資の一大消耗が行はれて居る場合、日常生活に於て平時と同じ質と量との物を欲求することは許さるべきでない。戦時には戦時に相應しい生活様式がなければならぬわけで、銃後の國民としては

必要最少限度の生活に甘んずべき責務があるのである。

こゝに於て政府は、去る五月十日の閣議で生活必需品等の消費規正に關し「不急不要品又ハ奢侈贅澤品ノ生産、製造及ビ販賣ヲ制限又ハ禁止スルコト、或ル程度ノ必要性アルモノト雖モ其ノ物ノ原材料ガ重要生産資材又ハ生活必需品資材ナル場合ニ於テハ右ニ準ズルコト」と決定し、爾來商工省に於て關係各官廳と緊密な連絡打合せの上、鋭意これが具體化に専念して居たが、いよ／＼七月六日商工農林省令第二號として昭和十二年法律第九十二號輸出入品等臨時措置ニ關スル法律に基づく奢侈品等製造販賣制限規則を公布、翌七日の事變記念日を卜して施行されたのである。

二 制定の趣旨と規則の要點

本規則の目的とするところは戦時經濟の運営に緊要な資材、動力、勞力、燃料等が、戦時國民生活上不急不要な物品又は奢侈贅澤品等の製造販賣に充當されることを抑制して、これを直ちに戦時國民生活に必要な物品の生産供給の維持確保に活用し、戦時國民生活上不急不要な物品又は奢侈贅澤品の購買を抑制し、これによる餘剩購買力を貯蓄の強化、公債の消化に轉換させ、且つ戦時國民生活の刷新緊要を圖り、併せて規格外品の販賣を禁止することにより、公定價格の維持勵行を圖らうとするところにあるのである。

本規則の要點を述べると、第一に不急不要品、奢侈贅澤品として主務大臣の指定した物品の生産、製造、販賣は、輸出されることが明らかなとき、その他已むを得ない事由あるものとして特に許可を受けた場合を除き、禁止されることになつたのである。しかし物品の性質上全面的禁止を不適當とするものについては、主務大臣の

定めた一定の販賣價格を超えたものの販賣を禁止することにしたのである。（第一條、第二條第一項第一號、第三條及び第五條）

第二に他の法令、例へば銅使用制限規則などによつて製造を禁止された物品は、原則としてその販賣を禁止することになつた。（第二條第一項第二號）

第三に公定價格の設定された物品について、主務大臣が物品を指定したときは、當該公定價格の設定に於て定められてゐる規格又は品質以外のものの販賣は、輸出されることが明らかな場合、その他已むを得ない事由ある場合として特に許可された場合を除き、總て禁止されることになつた。なほ公定價格の設定されてゐない物品についても、主務大臣が物品の規格又は品質を指定すると、當該規格又は品質に該當するもの以外は、販賣を禁止されるのである。（第四條及び第五條）

第四に製造と販賣を禁止された物品でも、既に製造されたもの及び製造中のものは、主務大臣の指定する一定期間を限り之を販賣することが出来る。（第二條第一項）

第五は委託製造、委託販賣その他如何なる名義を以てするを問はず、本規則による製造又は販賣禁止の規定を免れる、いはゆる脱法行為を爲すことが出来ないといふ脱法禁止の規定を設けたことである。(第七條)
以下本規則を條を逐うて簡単に説明しよう。

三 逐條解説

第一條 物品ノ製造(加工ヲ含ム以下同ジ)ヲ業トスル者ハ主務大臣ノ指定シタル物品ヲ製造スルコトヲ得ズ但シ主務大臣(主務大臣特ニ定メタルトキハ地方長官)ノ許可ヲ受ケタル場合及當該物品指定ノ際現ニ製造中ノモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第一條は奢侈品等の製造を禁止した規定であつて、物品の製造を業とする者は主務大臣の指定した物品を製造することが出来ないものである。「業トスル」といふのは業務として爲すといふ意味で、必ずしも營利の目的に出づることを要しないのである。また「業務」は主たる業務であると附隨的業務たるとを問はないのである。

主務大臣の物品指定は、告示を以て指定するのであつて、今回は商工省告示第三百三十九號として染織模様、襦袢、及びその製品、同羽織地、無線シホンベルベット及び其の製品、象牙製品等のやうなものが指定された。(後掲第一表参照、七月七日から製造禁止)

然し製造禁止の原則を貫くときは、苛酷に失する虞があるので、特別の場合には例外を認めて居るのである。この例外の場合には二つあつて、「主務大臣(主務大臣特ニ定メタルトキハ地方長官)ノ許可ヲ受ケタル場合」と「當該物品指定ノ際現ニ製造中ノモノ」がこれである。

主務大臣又は地方長官の許可を受ける場合については後述する。こゝに「製造中ノモノ」といふのは「生産ニ著手シタモノ」といふのより狭義で、容易にこれを他の用途を持つ製品に轉換させることが出来ない程度に、製造過程の進行して居るものを指すのであつて、しかも製造中の物品であつても、主務大臣の指定した一定の期間を経過した後は、當然販賣する事が出来ないものであるから、なるべくなら製造中のものであつてもその製造を中止する。

止して、本規則によつて製造販賣を禁止されてゐない物品の製造に轉換させることが、本規則の趣旨からいっても望ましいのである。

第二條 物品ノ生産(製造及加工ヲ含ム以下同ジ)又ハ販賣ヲ業トスル者ハ主務大臣ノ指定シタル年月日以後ハ左ニ掲グル物品及其ノ中古品ヲ賣渡スコトヲ得ズ但シ主務大臣(主務大臣特ニ定メタルトキハ地方長官)ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 前條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ指定シタル物品
- 二 他ノ法令ニ依リ製造ヲ禁止セラレタル物品(當該法令ニ依ル製造ノ許可アリタルモノヲ除ク)
- 三 主務大臣ノ指定シタル物品

前項第二號ノ他ノ法令ハ主務大臣之ヲ定ム
第一項ノ規定ハ前條但書ノ許可ヲ受ケ製造シタル物品ヲ賣渡シ又ハ之ヲ買受ケテ賣渡ス場合及第一項但書ノ許可アリタル物品ヲ買受ケテ賣渡ス場合ニハ之ヲ適用セズ

第二條は販賣禁止の規定であつて、本條第一項第一號乃至第三號に掲げた物品は、主務大臣が指定した昭和十五年十月七日以後は、これを販賣することが出来ないの

である。

第二條に於て特に生産を業とする者の販賣を禁止したのは、物品の性質上製造禁止は出来ないが、その生産品の販賣はこれを禁止する必要があるといふものもあるからである。例へばダイヤモンドや象牙のやうなものの販賣を禁止し得るやう規定したわけである。「生産又は販賣を業とする者」の意義は、第一條に於て述べた通りであつて、營利の目的を必要としないから、産業組合なども包含されるわけである。

本條に依る販賣の禁止は、新品に限らないのであつて、中古品にも販賣禁止の必要があるものもあるので、特に本條に於て中古品の販賣も亦、禁止したわけである。中古品といふのは一度使用したものであつて、未だその物の用途に従つて使用するに堪へ得るものを指すので、従つて廢品としてしか價值のないものは、中古品ではないのである。なほ本條は「賣渡スコトヲ得ズ」と規定してゐるから、買受契約を締結し得ないのは勿論のこと、販賣猶豫期間内に於ける契約に基づく引渡も禁止されるのである。

本條第一項第一號の物品については、別に説明を要しないであらう。(即ち後掲第一表に掲げる物品は本年十月以後は販賣を禁止されるのである) 本條第一項第二號の「他ノ法令ニ依リ製造ヲ禁止セラレタル物品」とは、他の法令によつて使用を制限された物品を原材料として製造することを禁止されて居る物品で、しかもその制限材料を使用して居る種類の物品、といふ意味である。この「他ノ法令」は主務大臣が定めることになつて居り(第二條第二項) 今回の告示により商工省關係としては、銅使用制限規則、白金使用制限規則、鉄鐵鑄物ノ製造制限ニ關スル件、皮革使用制限規則、鋼製品ノ製造制限ニ關スル件、鉛・亜鉛・錫等使用制限規則、ゴムノ使用ニ關スル件、纖維製品製造制限規則の八省令、農林省關係としては木材生産統制規則、兎毛皮使用制限規則の二省令が定められた。この告示によつて右省令により使用制限を受けて居る物品を原材料として使用してある物品は、在庫品たるを、將又それらの制限規則の禁止を犯して、いはゆる闇で製造されたものと問はず、本年十月

七月以後は總て自動的に販賣が禁止されるに至るのである。然し乍ら右各省令の規定によつて製造の許可を受けたもの(小量原料として特に製造許可のあつたもののやうに)の販賣を禁止することは無意義であるから、かゝるものは本條の適用を受けぬことになつて居るから、自由に販賣できるわけである。しかしこれらの物品と販賣を禁止されて居る物品とを區別する必要があるから、特にこれらの物品については、一定の證票を附けさせることにならう。

本條第一項第三號の規定により主務大臣の指定した物品はまた販賣禁止品となるが、この主務大臣の物品指定には二つの方法があつて、單に物品のみを指定した時は全面的に販賣禁止となり、一定の販賣價格を定めて物品を指定した場合には、その價格を超える場合に限り、奢侈品として販賣を禁止されるのである。

この主務大臣の定めた一定の販賣價格を假りに「限價」と名附けよう。この限價價格は單に奢侈品なりや否やの限價を劃するに過ぎないものであるから、最高販賣

價格の指定ではない。従つて限價價格以下の物品を賣買する場合に於ける實際の販賣價格は、當然價格等統制令により律せらるべきものである。本條第一項第三號の規定により如何なる物品が指定されたかは、昭和十五年七月商工省告示第三四四號、同商工農林兩省告示第十號を参照されたい。(後掲第二表参照)

今その告示中のネクタイに例を採ると、販賣價格四圓を超えるネクタイの販賣は昭和十五年十月七日以後は絕對に禁止され、四圓以下のネクタイだけ販賣されることになるのであるが、その際の販賣價格は營業者の各指定期日の額によるのである。而もこの限價價格は消費税又は物品税を含んだ價格であるから、物品税を加算した結果限價價格を超えるやうな場合にはその販賣は許されないのである。またこの限價價格は總ての業者に共通のものであるから、小賣業者が限價價格内で販賣する爲めには、適當に利潤を控除した價格で卸賣業者其の他から購入しなければならぬことになるであらう。

以上述べた販賣を禁止された物品についても、行政官

廳の許可を受けた場合に販賣が出来るのである。(第二條第一項但書)なほ或る業者が一應販賣の許可を受けた物品については、爾後他の業者がこれを販賣する場合に、許可を受けないで販賣出来るのである。また第一條の規定によつて製造を禁止された物品であつても、同條但書によつて製造の許可を受けた物品については、これが販賣又は轉賣の場合には許可を受ける必要がないのである。(第二條第三項)

第三條 主務大臣前條第一項ノ指定ヲ爲シタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ物品ノ生産又ハ販賣ヲ業トスル者ニ對シ同條同項ノ指定シタル年月日前ニ於ケル同條同項ニ掲グル物品ノ賣渡ニ關シ賣渡數量又ハ賣渡先ノ制限其ノ他必要ナル命令ヲ爲スコトアルベシ

第二條の規定によつて物品の販賣を禁止した場合に、一定の猶豫期間を附することになつて居り、今回は告示で昭和十五年十月七日と指定されたが、販賣禁止品は將來市場から姿を消すといふ事實の前に、場合によつては買漁り等の不愉快な現象が惹起される虞があるので、

かくては本規則制定の趣旨にも反するから、かやうな場合には應急措置として販賣數量又は販賣先の制限、その他必要な命令を爲し得ることを本條に於て規定したのである。本條が發動されるやうな事になつては、政府としても又國民としても、誠に致かしきことであるから、お互ひに自肅自戒して、かゝる事態の發生せざるやう注意して頂き度いのである。

第四條 物品ノ生産又ハ販賣ヲ業トスル者ハ主務大臣ノ指定シタル物品ニ付テハ主務大臣ノ定メタル規格又ハ品質ニ該當スルモノ（價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ額ノ指定アリタル種類ノ物品ニシテ主務大臣ノ指定シタルモノニ付テハ當該額ノ指定ニ於テ定メタル規格又ハ品質ニ該當スルモノ）ヲ除クノ外之ヲ賣渡スコトヲ得ズ但シ主務大臣、主務大臣特ニ定メタルトキハ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
前項ノ規定ハ前項但書ノ許可アリタル物品ヲ買受ケテ賣渡ス場合ニハ之ヲ適用セズ

第四條は、いはゆる規格外品販賣禁止の規定である。

公定價格が設定されて居る物品については、大體に於て規格、品質等が定められて居るのであるが、一部業者の間では、殊更に公定價格設定の際に定められて居る規格、品質以外のものはゆる規格外品を製造して、これを公定價格を無視した高値で販賣して居る事例が多々ある。かくてはますます公定價格の維持勵行を困難ならしめ、且つ徒らに資材、動力、勞力、燃料等の消耗を來すので、本條に於ていはゆる規格外品の販賣を禁止したのである。然し絶對禁止の原則を貫くときは、發明品、考案品など、國家的見地からいつて必要なものの出現を阻害する結果を招來するので、この矛盾を解消する爲めに主務大臣又は地方長官の許可を受けた場合は宜しいといふ事にしたのである。（第四條第一項但書）
第四條第二項については、第二條第三項にて述べたところと同様である。
公定價格が設定されていないものについても、主務大臣が物品と規格又は品質を指定したときは、規格外品を販賣することは許されなくなるのである。

第五條 第一條但書、第二條第一項但書又ハ前條第一項但書ノ許可ノ申請ハ輸出セラルルコト明ナル物品ヲ製造シ又ハ賣渡ス場合其ノ他已ムヲ得ザル事由アル場合ニ限リ之ヲ爲スコトヲ得

第五條は、製造禁止（第一條）又は販賣禁止（第二條第一項、第四條第一項）の例外許可を爲し得べき場合を規定してゐるのである。本條の規定する例外許可の事由は二つある。即ち

(一) 輸出されることが明らかな物品を製造し又は賣渡す場合
(二) その他已むを得ない事由ある場合
がこれである。

(一)の「輸出」中には國ブロック向輸出も包含してゐるのであるが、國ブロック向の輸出の場合には、種々の經濟的事情もあるので、彼此考へあはせて例外許可をしない場合もあり得るかと思ふ。

(二)の「已むを得ざる事由」としては、大體

(1) 輸出見本の製造

(2) 藝術及び技術保存上特に必要な場合
(3) 神社、佛閣又は教會用或ひは公儀式祭典用の物品の製造及び販賣
(4) その他眞に必要已むを得ざる場合
の如きものを想定して居るが、これらに該當する場合であつても、必ずしも許可するわけではなく、その間の事情を慎重に考慮して許可する方針である。
許可に際しては必要な制限又は條件を附することがあるが、これは行政行為の性質上明文を待つ必要はないであらう。

第六條 前條ノ申請ヲ爲サントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ニ通テ主務大臣又ハ地方長官ニ提出スベシ
一 申請者ノ住所又ハ主タル事務所ノ所在地及業務ノ種類

二 製造又ハ賣渡サントスル物品ノ名稱、品種及數量
三 第四條第一項但書ノ許可ヲ受ケントスル場合ニ在リテハ當該物品ノ規格又ハ品質ヲ併セ記載スベシ

三 許可ヲ受ケントスル事由ノ詳細

主務大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ前項ノ申請書ヲ提出スベキ者ニ對シ前項ノ申請書ノ外必要ナル書類ノ提出ヲ命ズルコトヲ得

前二項ノ規定ニ依リ提出スベキ申請書及必要ナル書類ニシテ主務大臣ニ提出スベキモノハ地方長官ヲ經由スベシ

第六條は例外許可申請書の記載事項、添附書類の提出義務及び申請書提出先を規定して居る。

記載事項は本條の第一項第一號乃至第三號に掲げてあるが、なほ申請書にはこの外に參考として豫定販賣價格を記載させる方針である。この豫定販賣價格は、單に參考として記載させるのであるから、價格等統制令第六條のいはゆる「他ノ法令ニ基ク行政官廳ノ許可アリタル額」には該當しないのであつて、換言すれば申請書記載の豫定販賣價格を以て販賣することを許すのではないから、申請者は依然として價格等統制令の許可する價格を以て販賣しなければならないのである。

第六條第二項は必要ある場合には定款寫その他の書類を添附書類として提出を命じ得る旨の規定である。

而して第六條第三項の規定により、地方長官を經由すべき場合は、第一條但書の場合に在つては當該物品の製造場所所在地を管轄する地方長官、第二條第一項但書及び第四條第一項但書の場合にあつては、當該物品の營業所を管轄する地方長官に差出して頂きたいのである。例外許可申請書を地方長官に提出する場合も亦同様である。

第七條 委託製造 委託販賣其ノ他何等ノ名義ヲ以テスルヲ間ハズ第一條 第二條又ハ第四條ノ規定ニ依ル禁止ヲ免ルル行為ヲ爲スコトヲ得ズ

第七條はいはゆる脱法行為の禁止規定であつて、就中委託製造は、製造業者が自ら製造又は加工せず他人に委託して製造又は加工させる場合の一切を包含して居るのである。委託販賣についても亦同様である。従つて製造業者又は販賣業者等の身分ある者が、その身分の無いものに委託して製造又は販賣させるやうな場合も亦本條に該當するのである。委託者が製造業者又は販賣業者の

場合には、各本條の違反となることは申すまでもない。

第八條 第二條及第四條ノ規定ハ物品ノ生産又ハ販賣ヲ業トスル者當該物品ヲ關東州、滿洲及支那以外ノ地ニ輸出スル場合ニハ之ヲ適用セズ

本條はいはゆる第三國への輸出取引行為自體が、第二條及び第四條の適用除外となるのであつて、第三國向物品でも國內賣買の場合は包含しない。

四、罰 則

本規則は昭和十二年法律第九十二號「輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律」第二條の規定により定められたものであるから、本規則各本條の規定に違反したときは一年以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處せられるのである。(輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律第五條)

五、むすび

以上奢侈品等製造販賣制限規則について概略的な説明を述べたが、こゝに特に御注意申上げて置き度いのは、

今回の物品指定の告示に於ては、當業者への著しい打撃と、商品市場に於ける無用の混亂を避ける爲め、製造販賣を禁止し、又は販賣を制限する物品の範圍を一定限度に止め、限界價格も比較的高い所で劃したが、將來は更に實質簡素な國民生活の確立を目標として、製造販賣を禁止すべき物品の範圍を漸次擴大し、また一定の販賣價格を超過するものの販賣を禁止する物品についても、その限界價格を漸次引下げる方針であると云ふことである。

本規則は奢侈品等の使用制限までを要求するものではないが、戦時日本の國民としては、本規則に於て禁止される物品は使用せぬといふ心掛が望ましいのである。

意義ある事變三周年記念日に、戦時生活を律する劃期的法令たるこの奢侈品等製造販賣制限規則は施行された。我々は戦線に在る將兵の勞苦を偲び、克く本規則の趣旨を理解し、その規範を遵守して、國策に副ふの誠意がなければならない。

希くはこれを國民の遵法心と自制力とに訴へて、健全な効果を收めしめんことを切望して止まらる。

製造販賣禁止物品表

第一表

昭和十五年七月七日以後
製造を禁止されるもの

▽商工省告示第三百三十九號

- 刺繍(縫製を施したる織物及び其の製品(縫製を施したる織物及び其の製品)を施したる織物及び其の製品)
- 銀糸若しくは漆糸(縫製を施したる織物及び其の製品)又は模造品たる金糸を用いたる織物及び其の製品
- 無線シホンベルベット及び其の製品
- ビロード縮緬及び其の製品
- 絹レース地(金糸を施したる織物及び其の製品)
- 指輪(昭和十五年七月七日以後製造を禁止するもの)
- 腕輪(昭和十五年七月七日以後製造を禁止するもの)
- 首飾(昭和十五年七月七日以後製造を禁止するもの)
- 耳飾(昭和十五年七月七日以後製造を禁止するもの)
- ネクタイピン(昭和十五年七月七日以後製造を禁止するもの)
- 身邊装飾品たるペンダント(昭和十五年七月七日以後製造を禁止するもの)
- ダイヤモンド、ルビー、サファイヤ、アレキサンドライト、翡翠、アクアマリン、トルマリン、ジルコン、ガーネット、クリソベリール、トパーズ、スピネル、エメラルド、ベリール、クリソライト、

第二表

昭和十五年十月七日以後販賣を
禁止される物品(中古品を含む)

▽商工省告示第三百四十號

- 白生地縮緬
- 白生地二重
- 白生地網

白生地紗	五十圓	座蒲團	十圓	註文品たるオリーブコート	百三十圓
白生地縮緬	五十圓	紋子又は友禪の長襦袢	七十圓	モニングコート	百八十圓
銘仙	三十圓	友禪の四つ身	七十圓	既製品又は半既製品たるレインコート	五十圓
御召	八十圓	和服用コート	七十圓	婦人洋服	六十圓
絹織物	八十圓	半襟	五圓	註文品たる婦人洋服	百圓
絹上布	七十圓	腰帶	五圓	既製品又は半既製品たる子供服(オリーブコートを含む)	二十圓
麻上布	百二十圓	腰帶	十圓	註文品たる子供服(オリーブコートを含む)	三十圓
友禪染のもの	八十圓	毛製以外の婦人洋服地又は子供服地	五圓	莫大小のシャツ	十五圓
小紋染のもの	八十圓	有線シホンベルベット	七圓	莫大小のズボン	十五圓
無地染のもの	八十圓	既製品又は半既製品たる冬物	八十圓	ネクタイ	十圓
裾模様	八十圓	既製品又は半既製品たる夏物	六十圓	ワイシャツ	十圓
九帯地	六十圓	註文品たる冬物	八十圓	大人用靴下(男子用)	十圓
九帯地以外の帯	六十圓	註文品たる夏物	六十圓	子供用靴下	十圓
座蒲團	十圓	註文品たる合物	八十圓	ハンカチーフ	十圓
既製品又は半既製品たる銘仙長着	四十圓	註文品たる合物	八十圓	手袋	十圓
銘仙羽織	四十圓	註文品たる合物	八十圓	毛皮製襪	十圓
丸帯以外の帯	六十圓	註文品たる合物	八十圓	毛皮製以外の襪	十圓
袴	七十圓	註文品たる合物	八十圓	カーンを含む	十五圓
夜具	七十圓	註文品たる合物	八十圓		

し、相当多額の金銭を受領するやうな事例が多々あるのである。

更に價格統制令實施以來約九ヶ月になるが、その間に、中央或は地方に於て、公定價格を設定した物品の數、又は中央地方を通じて協定價格として認可した物品の數は非常に多くの數に上つてゐる。しかるに一部販賣業者の間には、殊更に公定價格又は協定價格品の販賣を回避し、又は平然として公定價格を超えて販賣してゐる者もあるやうである。また購買者の側から見ると、自己の購入する品物が公定價格の設定された品物であるか、協定價格として認可されてゐるのか判らない場合が多いので、自分は適正な値段で購入してゐるのかどうか不安であるから、公定價格品であるか、協定價格品であるかを表示させて貰ひたい」といふ一般の要望もあつたので、その要望に應じて購買者の不安を除去し、利便を圖ると共に、取締を容易ならしめ、一層公定價格等の維持勵行を圖らうとして、今回、昭和十五年六月二十四日商工農林省令第一號を以て、暴利行為等取締規則中の改正省令の

公布を見るに至つたのである。

二、改正の要點

今回の改正の要點は次の三點である。即ち

(一) 何人とも不當の報酬を得て物品の賣買の媒介を爲すことを得ないこと(第一條第二項)

(二) 公定價格の設定された物品であるか、協定價格の認可を受けた物品であるか、又は指定期日に於て停止された物品であるか、等の表示を爲さしめることとしたこと(第二條第二項)

(三) 物品の名稱、銘柄、規格、品質、等級、方法、容量、重量若しくは數量の表示又はこれに關し必要な事項を命じ得ることとしたこと(第三條)

以上の三點は實質的な改正であるが、右の三點の改正の外に、

第五條ノ二 本則ニ於テ地方長官アルハ東京府ニ在リテハ東京府知事及警視總監トス

の規定が新らしく設けられ、又第一條第二項、第二條第

三條の改正によつて従前の規則中に條文の移動があつたので、これを整理する爲めに、罰則規定の第七條第一號中

暴利行為等取締規則條文(抄)

新

第一條 何人とも殊利ヲ得テ物品ノ販賣ヲ爲スコトヲ得ズ何人とも殊利ヲ得ル目的ヲ以テ物品ノ買占或ハ賣買ヲ爲シ又ハ不爲ノ報償ヲ得テ物品ノ賣買ノ媒介ヲナスコトヲ得ズ

第二條 物品ノ販賣ヲ爲ス者ハ其ノ價格及左ノ各號ニ掲グル物品ニ付テハ其ノ買得物品ノ見易キ部分ニ記載シ、店頭ニ掲示シ其ノ他賣買ニ之ヲ了知シ得ル方法ヲ以テ表示スベシ但シ地方長官ニ於テ特別ノ事情アリト認めル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 價格ニ付價格統制令第二條ノ適用ヲ受クル物品但シ第一號、第三號及第五號ニ掲グル物品ヲ除ク

二 價格ニ付價格統制令第二條ノ適用ヲ受クル物品ニシテ同令施行規則第三條第一項第二號ニ掲グルモノ

三 價格ニ付價格統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ認可又ハ同條第二項ノ規定ニ依リ處分アリタル物品

四 價格ニ付價格統制令第六條第二項ノ規定ニ依リ定メタル法令ニ於テ又ハ之ニ基キ處分定メ又ハ處分アリタル物品及同令第七條ノ規定ニ依リ認可又ハ指定期間中物品但シ第五號ニ掲グル物品ヲ除ク

五 價格ニ付價格統制令第二條第一項但書又ハ同令第七條第一項但書ノ許可アリタル物品

前項各號ニ掲グル物品ナル旨ヲ表示ハ主務大臣ノ定ムル様式ニ依リ之ヲ爲スベシ

主務大臣又ハ地方長官ハ物品ノ販賣ヲ爲ス者ニ對シ第一項ノ表示ニ關シ必要

ナル事項ヲ命ジ又ハ價格ノ相違ヲ命スルコトアルベシ

第三條 主務大臣又ハ地方長官ハ物品ノ販賣ヲ爲ス者ニ對シ物品ノ名稱、銘柄、規格、品質、等級、方法、容量、重量若しくは數量、寸法、容積、重量若ハ數量ノ表示又ハ之ニ關シ必要ナル事項ヲ命ズルコトアルベシ

舊

第一條 何人とも殊利ヲ得テ物品ノ販賣ヲ爲スコトヲ得ズ何人とも殊利ヲ得ル目的ヲ以テ物品ノ買占若ハ賣買ヲ爲シ又ハ不爲ノ報償ヲ得テ物品ノ賣買ノ媒介ヲナスコトヲ得ズ

第二條 物品ノ販賣ヲ爲ス者ハ其ノ價格ヲ物品ノ見易キ部分ニ記載シ、店頭ニ掲示シ其ノ他賣買ニ之ヲ了知シ得ル方法ヲ以テ表示スベシ但シ地方長官ニ於テ特別ノ事情アリト認めル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三條 主務大臣又ハ地方長官ハ物品ノ販賣ヲ爲ス者ニ對シ價格ノ表示ニ關シ必要ナル事項ヲ命ジ又ハ價格ノ相違ヲ命スルコトアルベシ

第六條 第一條ノ規定ニ違反シタル者ハ三月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

一 第一條ノ規定ニ依リ表示ヲ爲サズ又ハ處分ノ表示ヲ爲シタル者

二 第三條ノ規定ニ依リ命令ニ違反シタル者

三 第四條ノ規定ニ依リ報告ヲ爲サズ又ハ處分ノ報告ヲ爲シタル者

第八條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其他ノ従業者若シテ法人又ハ人ノ業務ニ關シテ前二條ノ違反行為ヲ爲シタル者ハ其ノ行為若シテ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ亦第六條ノ罰金刑又ハ前條ノ科料刑ヲ科ス

三、不當の報酬を得て賣買の媒介を爲すことの禁止(第二條第二項)

改正前の第一條第二項には「何人ト雖モ……不當ノ報酬ヲ得テ物品ノ販賣ヲ媒介スルコトヲ得ズ」と規定してあつたので、本條項の適用を受けるのは、販賣業者の依頼を受けて販賣の媒介を爲す場合に限るのではないか、との解釋上の疑問があつた。また前述のやうに購買者の依頼を受けて物品の購入を媒介し、不當の報酬を得る者が増加する情勢なので、解釋上の疑問を解決すると共に、更に進んで苟くも「不當の報酬を受ける」のであれば、業者間の販賣購買に限らず、一般消費者間の賣却購入、即ち廣く賣買の媒介をも爲すことが出来まいといふことを明らかにしたのである。この規定に違反した者は暴利販賣の場合と同様、三月以下の懲役又は百圓以下の罰金に處せられるのである。(第六條)

四、公定價格品等の表示(第三條)

改正前の第二條は「物品ノ販賣ヲ爲ス者ハ其ノ價格ヲ

……表示スベシ」として販賣價格の表示義務を課してゐたが、今回は販賣價格ばかりでなく、更に價格等統制令第四條に該當する物品であるかの表示義務を負はしたのである。この表示を爲すべき場合は五つあり、表示の様式は主務大臣が定めることになつて居り(第二條第二項)、これは昭和十五年六月商工省農林省告示第九號で各様式が定められてゐる。これを分説すると

第一 是價格について價格等統制令第二條の適用を受ける物品で、これは「價格停止品」又は「表示する。價格等統制令第二條の適用を受ける物品といふと、いはゆる九・一八でストップされてゐる物品が代表的なものであつて、その他に新製品(價格等統制令施行規則第三條第一項第二號協定價格品(價格等統制令第三條、同條第一項但書の「許可を受けた物品」も包含されるが、後者については別の様式を以て表示させることになつてゐるので、「價格停止品又は」表示すべき物品は前に述べた九・一八で停止されてゐる物品の外

1 價格等統制令第二條の適用を受ける物品であつて、同令施行規則第三條第一項第一號、第三號に掲げた物品及び同條第二項により額を指示された物品(但し同條第一項第二號に掲げた物品を除く)

2 價格等統制令第二十條に掲げた規定により年月日指定のあつた物品

3 價格等統制令第四條及び同令施行規則第九條の規定により額の引下處分があつた物品

等が包含されるのである(第二條第一項第一號、告示第九號一)。

第二 に表示義務を課したのは、いふ、新製品であつて、新製品には「新製品」又は「表示しなければならぬ。特に新製品であることを表示することにしない。最近では、新製品でないのに新製品と稱して不當な價格で販賣してゐる者が多い實情であつて、元來新製品といふのは、指定期日當時存在した物品とは型態、内容、效用等に於て本質的に差異あるもののみを言ふので、假令ある地方では新規な物品であつても、内地の何れかの

地方で、同様な物品が取引されてゐた事例があるときは、新製品と言へないのである。また實際に新製品であつたら、その價格はこれに類似するものの指定期日に於ける市場價格又は之に準ずるものにつき原價の差異を參照したものになるのであるが、今回の改正によつて、物品に「新製品」と表示するやうにしたのは、その際にその人の道義心に訴へて、果して新製品と稱して販賣しても良いものであるか否かの反省の機會を與へようとした爲めである。(第二條第一項第二號告示第九號二)

第三 是價格につき價格等統制令第三條第一項の規定による認可、又は同條第二項の規定による處分があつた物品については「協定價格品」又は「表示させるのである。(第二條第一項第三號、告示第九號三)

第四 是價格について價格等統制令第六條第二項の規定によつて定められた法令に於て、又はこれに基づいて額を定め又は額の處分があつた物品及び同令第七條の規定により額の指定があつた物品(但し同條第一項但書の許可を受けた物品を除く)は「公定價格品」又は「表示する。

價格等統制令第六條の規定によるものと第七條の規定によるものとは、その據つて来る根據は違ふのであるが、何れにせよ法で認められた價格であるから區別の實益はないので、一樣に「公定價格品」又は「表示」させることにしたのである。價格等統制令第七條の規定によつて額の指定があつた以上、主務大臣の指定なると地方長官の指定なるとを問はないことは申すまでもない。また價格等統制令第二十一條に掲げた各規定によつて各相當行政官廳が額を指定した物品なるときも「公定價格品」又は「表示」しなければならないから注意を要する。

(第二條第一項第四號、告示第九號四)

第五 價格、について價格等統制令第二條第一項、但書又は第七條第一項、但書の許可を受けた物品については「許可價格品」又は「表示」するのであるが、なほこの中には價格等統制令第二十一條掲記の各規定によつて各相當行政官廳の許可を受けた物品も包含される。(第二條第一項第五號告示第九號五)

以上で物品の表示の様式について述べたが、右の表示

義務を課せられてゐる者は、物品の販賣を爲す者であれば、それが販賣業者であれ、生産者又は貿易業者であれ、總て表示をしなければならないのである。

表示の方法に關しては、個々の物品の見易い部分に記載するのが最も望ましいことであるが、物品の性質上、或ひは業者の業態によつてそれが出来ないことがあるので、こんな場合には、店頭に掲示するか、サンプルルームを設けて、其處へ自己の取扱ふ全商品を陳列し、これに「販賣價格」と「公定價格品」又は「表示」をするとか、又は茶、石炭等を大量に配達賣りする場合には、送狀に「公定價格品」又は「表示」を併記するとかして、購入者が物品受取の際に、公定價格品なりや協定價格品なりや等を、容易に了解し得る方法を以て表示すればよいのである。(第二條第一項)

五、公定價格品等の表示を除外

される場合(第二條第一項但書)

公定價格品、協定價格品等の表示は、これで購買者の

不安を除去し、その利便を圖ると共に、取締を容易ならしめることにあるから、除外例はなるべく認めないやうにしたのであるが、物品の性質、販賣上の慣習、地方的事情その他によつて表示を命ずることが適當でないことを認めるときは、これを除外する必要がある。(地方長官ニ於テ特別ノ事情アリト認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ)(第二條第一項但書)と規定してゐるのである。地方長官が此の除外を認める方法としては、特定の業種、業態全體についてこれを認めるときには、告示によつてこれを爲し、特定の事情あるものについてこれを認めるときは、その者に對する處分によつて爲すことになると思ふ。

六、公定價格品等の表示に關

する命令(第二條第三項)

第二條第三項は改正前の第三條に該當するのであるが、表示に關する規定であるので第二條に入れ、且つ今回の改正により公定價格品又は協定價格品等の表示を命ずることになつたので、従前の「價格ノ表示ニ關シ」が

「第一項ノ表示ニ關シ」と改まつたのである。本條項によつて主務大臣又は地方長官が命令を爲すのは、例へば「公定價格品」又は「表示」が極めて微小であつて一見明瞭でない場合、又は赤地紙に「表示」と朱書きした爲めに判讀に苦しむやうな場合に、これを適當に改訂するやう命ずるのである。

しかしして舊規則の第三條は、今回の改正によつて第二條第三項となつたが、舊規則第三條に基づく従前の主務大臣又は地方長官の命令は效力を失ふものではないから、その命令に違反した者は改正後も第七條に則り處罰されるのである。(第二條第三項)

七、物品の名稱、銘柄、規格等の

表示(第三條)

今回の改正によつて、主務大臣又は地方長官は物品の名稱、銘柄、規格、品質、等級、寸法、容重、重量若しくは數量の表示又はこれに關し必要な事項を命じ得る旨の新規定を設けたが、これは例へば、織物に「表示」されて

ゐても、その織物は如何なる品名の公定価格であるか、購買者、殊に消費者には判らない場合も多いので、御召であるとか銘仙であるとかの表示を命じ、消費者の利便を図ると同時に取締の適確を期する爲めである。

物品の「名稱、銘柄、規格、品質、等級」の表示を命ずる場合は、主として公定価格品又は協定価格品についてその必要があり、「寸法、容量、重量、數量」はそれ以外の物品に付ても必要ある場合には表示を命ずることが出来るのである。(第三條)

この第三條の規定による命令と、第二條第三項の規定による命令に違反した者は、拘留又は科料に、公定価格品等の表示を怠り又は虚偽の表示を爲した者も亦拘留、科料に處せられるのである。(第七條第一號、第二號)

八、むすび

以上で簡単に説明したが、第一條ブローカー取締強化の規定は、公布と同時に施行され、他の表示等の規定は去る八日から施行された。今後價格等統制令の適用を受

ける物品は必ず何かしら表示がしてあり、何も表示のない物品は大體に於て價格等統制令の適用除外のものと考えてよいと思ふ。例へば、生鮮食料品などである。そこで業者や一般消費者に御願ひして置きたいことは、公定價格は政府が適正値段を定めたものであり、協定價格は九・一八價格の凸凹を「應平」にして認可したものであるから、業者は出来るだけ公定價格品又は協定價格品を賣るやうに、また一般消費者はなるべく㊦や㊧の表示されてゐる物品を買ふやうに努めて頂き度いのである。

恩給法關係法令集

昭和十五年四月改訂版

恩給金額の分限、國庫の交付金、加算金、普請恩給の停止、遺族の範圍等に関する恩給法改正法律は本年四月一日より施行されてゐる。本書はこれら恩給法關係法令一切を輯録した現行の法令集である。

「A5 列」一八六頁

定價三十五錢 送料六錢

全國各書局販賣所

東京市神田區大手町

振替東京一九〇〇〇〇

郵便振替部

支那事變勃發以來の綜合戰果

(昭和十二年七月より昭和十五年六月中旬に至る)

◎敵の遺棄屍體

敵の遺棄屍體は我の目撃せるもののみで、然らざるものを計上するときは敵に與へた損害(死傷、逃亡、歸順等)總計妙くも三百數十萬と判斷せられる。

◎我が戦死

八五、八〇〇

◎函獲品

重砲、野山砲	一、三九八
迫 撃 砲	六、八三二
運射砲、高射砲等	一、八五九
重機 關 銃	三、五五九
輕機 關 銃	四、一五六
小 銃	一、三三二
戰車、裝甲車、自動貨車等	三、五七、七〇一
裝甲列車、機關車、客貨車等	八、九八
艦 船	一、三三二
輸送品は判明せる主要なもののみを示しこの外彈	三、一〇

藥、器材被服等枚舉に遑あらず

◎我が戦線延長

約四千六百軒

◎占據面積

約百六拾萬平方軒

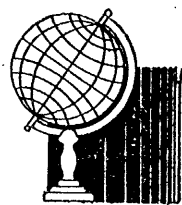
我全土の約二倍半弱(約二四倍)
占據地以外の支那本土との比、約百分の五十一
支那全土との比、約百分の十六

◎陸軍航空部隊の綜合戰果

(自昭和一二、七上旬至同、一五、六下旬)

1 支那事變に於ける敵機に與へた損害	三九六機
撃 墜	一六八機
地上爆破	五六四機
2 滿蒙國境に於て蘇聯機に與へた損害	一、三四〇機
撃 墜	一、三三〇機
地上爆破	一、九三四機
合 計	一、三三〇機
3 我が方の損害機數	五七機
支那事變	一三七機
滿蒙國境	一九四機
合 計	一、九三四機

陸軍省情報部



ソ聯のバルカン進出

外務省情報部

苦境に陥つたルーマニア

かねてより不可避と見られてゐたソ聯のベッサラビア進出は、獨伊兩國が對英作戦の準備に全力を注いでゐる眞最中を機會として、遂に斷行されるに至つた。

これよりさきソ聯は、ドイツの強大になるのを絶えず警戒し、バルチック海沿岸地方に勢力の増大を企てゐたが、ドイツ軍が白蘭兩國、ついで北佛地方をまたぐうちに席巻し、いよいよパリに入城するや、同日の六月十四日、まづバルチック三國中のリトアニアに對し相互援助條約の違反を理由として最後通牒を發し、翌十五日にソ聯軍のリトアニア進駐が強行された。ついで十六日ソ聯はエストニア及びラトヴィア兩國に對しても、リトアニアに行つたと同様

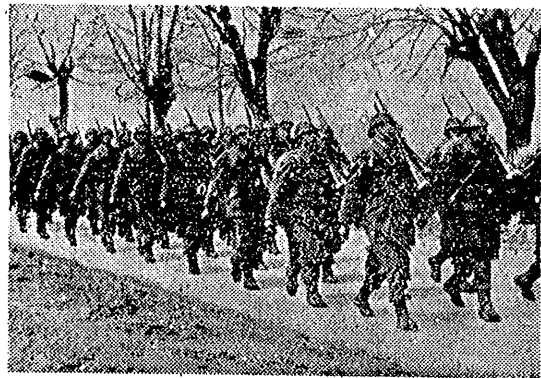
な措置を進め、こゝにバルチック三ヶ國は全くソ聯の勢力下に置かれることになつた。

かくして、バルチック地方に於ける立場を刻々に強化したソ聯は、六月二十六日、ベッサラビア國境附近のツェルナチ(ツェルノヴィツ)市に於けるソ聯機墜落事件を理由として、同日モスコワ駐劄のダヴィデスコ羅公使に對し、ベッサラビア並びにブコヴィナ北部地方の割讓要求を含む最後通牒を手交したのである。

一方ルーマニアは、フランスの對獨屈服をめぐり、英佛對伊ソの利害關係の間に挟まれて苦境に立たされるや、次第にドイツ依存の傾向を濃化し、例へば、從來餘りに親獨的であつたために彈壓してゐたルーマニア鐵衛團に手心を加へ、その指導者を釋放し、又ドイツに倣つて一國一黨政治

を布くこととなり、國王カール二世自ら全體主義的新政黨を組織する旨、六月二十一日政府當局から公表するなど、ルーマニア國全體としての對獨接近が見受けられるに至つた。

かくてソ聯から最後通牒に接したルーマニア政府は、二十七日午後、再度に互に慎重な審議を行ひ、その間ルーマニア駐劄の獨伊兩國の公使は、カール二



軍 陸 ア ニ ャ ム ル

世に對してソ聯の要求を受諾するやうに勸説したとも傳へられ、遂にソ聯のベッサラビア及びブコヴィナ北部地方割

讓要求を受諾することに原則的決定を見るに至つたのである。

次で二十八日、ルーマニア内閣は重大難局に對處するため、一部改造を行ひ、新たに上下兩院議長を入閣せしめて舉國內閣の態勢を整へ、新任のアルイグトアヌ外相(元農民同盟首領にして親獨派として知らる)は同日の國務會議に於て、ベッサラビア及びブコヴィナ北部地方を對ソ割讓の餘儀なきに至つた事情を説明すると共に、ソ聯軍は既にツェルナチ及びキシナウ(キシネフ)を占領せる旨の報告を行つた。

ソ聯遂にベッサラビア進駐

かくして、三十日に至りルーマニア軍參謀本部は、引つづきベッサラビア、ブコヴィナ兩地域より撤退中であり、七月三日正午までにソ羅協定所定の全地域より撤退を完了する豫定の旨を發表したが、同日午後、ソ羅新國境線の解釋の相違から、ソ羅兩軍間に幾多衝突事件の勃發を見た。しかし、これらの大部分はブルート河畔に起つたもので、ソ聯軍の先鋒が、ブルート河が新國境線に定められてゐる事を

知らず、どしどし渡河したためと、多数のソ聯落下傘部隊が、割譲地域以外のルーマニア領内に着陸したために惹起されたものであつた。

一方、ソ聯側は三十日にタス通信を通じて、對羅進駐状態を次の通り發表した。

- 一、ソ聯軍はその任務を遂行、新ソ羅國境線に到達した。
- 一、ベッサラビアに於ては、ソ聯軍は新國境たるブルート、ドナウ兩河の線に到達した。
- 一、ソ聯機械化部隊は、ヤッシー對岸ブルート河東岸のウングイ驛を占領した。
- 一、戦車を混へたソ聯快速部隊は、ブルート河畔の要衝カグル並びにブルート、ドナウ兩河合流地點に近きレニ市に入城した。
- 一、ソ聯落下傘部隊は、ドナウ河畔のイスマイルを占領した。
- 一、ソ聯各部隊の進駐は、各方面に於て計畫通り順調に進行中で何等の事故も發生してゐない。

なほ、ソ聯軍はレニ市占領に際し、軍用機による小型戦車大量輸送といふ新戦術に出でて注目された。即ち、それら

小型戦車は、大型輸送機の車輪の間に吊されて運ばれたもので、空から舞ひ下りた戦車數十臺の出現に不意打され、レニ市のルーマニア守備隊は狼狽してゐる間に、忽ちそれら戦車によつて包圍されて了つたといはれる。且つ、このレニ市占領により、ソ聯はドナウ河、黒海間のすべての運輸交通を掌中に收めることとなつたが、これはドイツに重大な打撃を與へるものと、ルーマニア外交界は観測して居り、これによつて、今後のバルカン政局の動向はますます重大性を加へるものと評した。

ベッサラビアの沿革

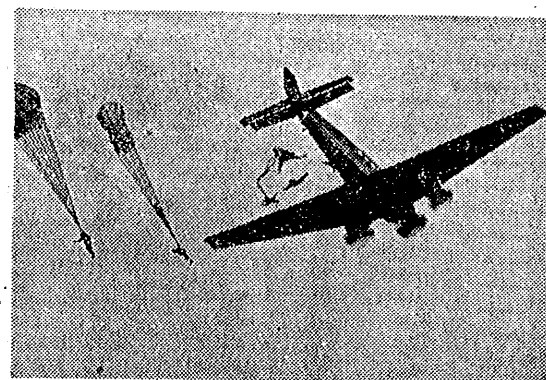
では、ソ聯の進出したベッサラビア並びにブコヴィナとは如何なる地方であらうか。

ベッサラビアはソ聯のウクライナと境し、その面積は北海道の約半分に相當し、住民は約三百萬といはれ、農牧を主

産業としてゐる。住民の種族別は、ソ聯とルーマニアの調査は、何れも政治的色彩を加味してゐるため、かなりの相違を示してゐるが、大體にその半數はモルダヴィア人(ルーマニア人)で、ロシア人とウクライナ人は全體の約二割を占める程度と見做される。

同地方は一八七八年以來、ロシアの領土となつてゐたのであるが、第一次大戦に際しロシアに革命起るや、ルーマニアは一九一八年十一月これを併合し、ついで一九二〇年、日英佛伊四ヶ國の間にルーマニアのベッサラビア併合承認に關する條約が結ばれたが、ソ聯政府は勿論この併合を承認せず、猛烈にこれに反對したため一時同條約はその成立を危ぶまれるに至つた。しかしその後、まづ最初にフランスが一九二三年に批准し、英國は一九二四年に、イタリアは七年後れて批准し、結局これら英佛伊三ヶ國の批准によつて法律的に效力を發生したが、わが國は遂に今日に至るまで批准を行つてゐないのである。

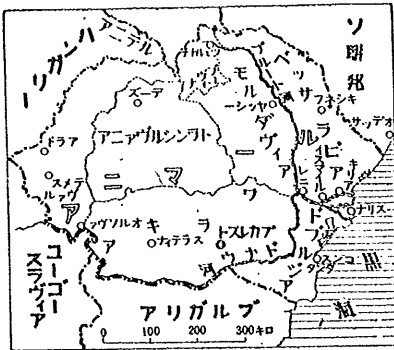
爾來、ベッサラビア地方をめぐり、時としては緩急の差こそあれ、ソ聯ルーマニア兩國は對立状態をつづけ、ルーマニアはソ聯隣接諸國中でソ聯と不侵略條約を結ばぬ唯一の國と評されてゐた程であつた。即ちソ聯は、未だかつてベッサラビアの拋棄を表明したことがなかつたばかりでなく、失地回復の意味から、常にその回收の機会を窺つてゐたものなのである。



ソ聯のサデトン部隊

として、去年の八月下旬、獨ソ接近によつてポーランド分割が行はれるや、その結果として、從來ポーランドと國境を接してゐたルーマニアのブコヴィナ地方はソ聯と直接接するに至り、ルーマニア

アはソ聯により半ば包圍される體勢となり、早晚ソ聯によるベッサラビアの回收は斷行されるものと見られてゐたが、今年三月モロトフ・ソ聯外相の「ソ聯はベッサラビアの武力による回收は考へてゐない」旨の聲明もあり、いさゝ



かソ聯のベッサラビア回收の時期は繰り延べられるか見えなかつた。

なほ、ブコヴィナ地方は、わが四國地方の半分よりもやゝ大きく、住民は約八十餘萬とされて居り、ソ聯としては、第一次大戦當時の單獨講和で弱つてゐた機會に、ルーマニア自身の實力でなく、英佛側の支援によつて同地方を奪取された事を忘れず、今回のベッサラビアと同時にブコヴィナ北部取得により、ソ聯は自然の地理的國境と國防線を獲たわけである。

バルカンを揺る列國の動向

これよりさき、ソ聯のベッサラビア及びブコヴィナ進駐が開始されるや、ハンガリーとブルガリアも、第二次大戦の結果、ルーマニアに併合されたトランシルヴァニア及び南ドブルジャに對し、それ／＼失地回復の機會到來せりと見て獨伊兩國に向つてその意向を傳へたが、獨伊としては洪勃兩國の素志には充分同情するも、戦時必需物資の供給源たるルーマニアの混亂を欲せず、ためにバルカン政局に波瀾を起さぬやう洪勃兩國政府に勸告を行つたと傳へられる。要するにルーマニアとしては、ベッサラビア地方についてはかねてより多少觀念して居り、且つ今回のソ聯の要求に對し、英佛からも獨伊からも後援を得ることが出來ず、孤立無援の貌となつた關係もあり、ハンガリーとブルガリアが獨伊側の要望に抑へられ、その方面よりの分割要求を免れたことをせめてもの慰めとして、ソ聯に屈したものだといはれてゐる。ドイツは、つとに戦時必需物資の供給源としてのバルカン地方の平和維持を第一として來てゐるが、イタリアとし

ても、ドナウ及びバルカン地方の平和に關心を有し、ソ聯のバルカン進出を容認せぬといふ態度を示して來たが、昨年十二月ファシスト代表議會の決議に對するジョルナーレ・ディタリア紙がイグ主筆の論説中にも、イタリアはドナウ河以南地方のみに關心を有する旨を述べたことがあるが、ソ聯がベッサラビアに留まる限りは黙過するものと見られてゐる。

但し、イタリアはその反面に於て、ハンガリーに對してはその領土的要望(例へば、ルーマニアのトランシルヴァニアの如き)を支持し、また、ルーマニアに對しては赤化防衛を約して來てゐるため、ソ聯のバルカン進出を默認することはイタリアとして、それらバルカン地方に於ける威信に多大の影響を與へ、この點に於てイタリアの立場はドイツと些か異なるものがあるのである。

しかし乍ら、イタリアとしては、ドイツと共に目前の對英戦争完遂のため、さしあたりバルカン方面の問題については隱忍し、以てルーマニアならびにハンガリー、ブルガリア等を抑へ、また、ソ聯は今直ちにベッサラビア以外に南下を

企てぬものと一般に見られてゐるが、萬一ソ聯が更に南方へ進出するやうな場合にはバルカンの波瀾は免れず、將來バルカン地方の平和が維持せらるゝや否やは、多分にソ聯今後の出方に懸つてゐるのである。

寫眞週報 七月十日號

- ★滿洲國皇帝陛下御來訪
- ☆ドイツに勝利の凱歌—海外通信
- ★一日戦死の結晶
- ★武勳輝やく忠靈塔
- ☆チマを脱いで—朝鮮忠清南道海村女子講習所
- ☆お米の供出—寶船—讀者のカメラ
- ☆健やかな明日の母—職業婦人の夏の鍛錬
- ★讀物頁
- ▽今年の物動と私たちの生活
- ▽印度、ビルマの情勢(下)
- ▽新報東亞風土記 中支那の巻
- ▽働らく人々の安全は安らかな家庭から
- ▽次代國民の育て方(十三)
- ▽海外小話
- ▽寫眞週報問答

支那事變三周年を迎へて

米内閣總理大臣講演

(七月七日於日比谷公會堂)

大陸に興亜の軍を進めて茲に三年、本日三度聖戰下に支那事變勃發の記念すべき日を迎へたのであります。この機会に所懐の一端を申し述べて、諸君と共に事變の新段階に處する覺悟を新に致し度いと存するのであります。

事變勃發以來、我が陸海軍は、或ひは炎熱を冒し或ひは嚴寒を簡いて、大陸の各地に轉戦し、世界戰史に未だ曾て見ざる赫々たる戦果を収めたのであります。これ偏に大御機威の下に前線にあつて奮戦力闘せられたる皇軍將兵と、統後にあつて國防力の充實確保に邁進したる國民とが、眞に一體となつて聖戰目的貫徹のために渾身の努力を致して參つた結果に外ならぬのであります。遂に感激に堪へない所でありませう。然しながらこの赫々たる戦果の蔭に、敵軍に殺れ、病瘡に仆れたる多數の將兵諸士の在ることを片時も忘れてはなりません。此等の雄い犠牲に對して衷心

より感謝の眞心を捧げると共に、護國の英雄と、その遺族の方々に謹んで哀悼の意を表する次第であります。

申す迄もなく今次聖戰の目的は、遠く我が國の大理想に淵源するのであります。善隣友好、共存共榮の大義に立脚して東亞に於ける永遠の平和を確立し、依つて以て世界の平和と人類の福祉とに寄與せんとするに在るのであります。而して東亞長久の平和は、先づ以て國を隣する日滿支三國の堅き結合を樞軸とし、更に全東亞の諸國並びに諸民族が、眞に打つて一丸となり、一體共同の發展を遂げて行くことによつてのみ確立し得られるものと確信致すのであります。この事たる、極めて密接なる關係にありませう。

東亞諸民族の本来の要望であり、この要望を達成するために最善の努力を致しますことは、東亞の安定勢力たる帝國に課せられたる當然の使命であります。東亞の新秩序も、かゝる地盤の上にこそ、築かれるものと信ずるのであります。支那事變の處理も亦この方向に嚮つて進みつゝありますことは申す迄もありません。

帝國は、更生支那を率ゐて立つた新中央政府と、過般來國交調整に關する交渉を開始して居るのであります。帝國と志を同じくする汪政府と相携へて、東亞新秩序の建設に邁進致しつゝありますことは、事變處理の道程に光明ある一段階を劃したものであります。

の事情に對處して、一段と國運の伸暢を圖つて參りますためには、この際更に覺悟を新たに、あらゆる困苦缺乏を克服し、進んで國力の充實を圖るの心構へを要しますことは勿論であります。政府と致しまして、内外諸般の情勢に對處し、各方面に於ける刷新改革を斷行して、益戰時體制を整備強化し、萬難を排して時局を乗り切らんとする不動の決意を以て現にこれを實行致しつゝあるのであります。國民諸君も、政府の意圖する所を理解し、自ら進んでその施策する所に協力せられんことを切望して止まない次第であります。

諸君、今や帝國は、振古未曾有の一大試練に際會して居るのであります。この試練を乗り越えてこそ、帝國は眞に東亞の盟主としての資格を備へ得るのであります。我々は今後如何なる困難に直面するとも益々傳統的日本精神を振ひ起し、堅忍不拔の意氣と、不退轉の勇猛心とを以て東亞再建の大業完遂に邁進せねばなりません。

事變の長期に亘るに從ひ日常生活の上に、渺からぬ不便が加はつて來て居るにも拘はらず、國民諸君は、常に前線將兵の勞苦を偲んで克くこれに堪へ、熱誠以て國家に御奉公して參つたことは深くこれを多とする處であります。然しながら複雑微妙なる世界

本日意義深い事變三周年に當り、諸君と共に更に覺悟を新たに、一段と御奉公の道に勵み度いと念願致して居る次第であります。



内閣情報部編

新國民政府のその後

日支の新關係を規定する、待望の日支國交調整條約締結の交渉は、いよいよ七月五日から、南京に於て阿部特命全權大使と汪國民政府主席代理との間に開始された。新國民政府が、如何に伸びて行くかは、わが國民が大きな關心をいだいてゐる問題である。

去る三月三十日、南京の國民政府大禮堂に厳かな還都の典禮を舉げた新國民政府は、爾後漸々とその内容を整へ、四月廿六日にはわが阿部大使を迎へて華かな還都慶祝式典を舉げたのであつた。

わが方の改組還都慶祝に對して五月下旬、陳專使以下の國民政府答禮使節團が來朝、日支親善の關係をますます密にしたことは周知の通りである。

新國民政府は、還都後間もない四月六日、重慶側の締結した條約は無効なる旨の國民政府令を公布、翌七日には全支那軍に對して即時停戰の命令を下し、超えて十日には在外華僑に呼びかけるなど、早くも内に外に活潑な動きを見せてゐるのである。

殊に、歐洲戰亂の全面的擴大に對處して、六月十三日、

交戰國に對して、その軍隊と軍械の中國國內よりの撤退を要請した如きは、新政府が從來歐米諸國よりの桎梏を脱し、東亞新秩序を目指す外交策を堂々列國に對して表明したものと大いに注目されるところである。

かく内治に外交に堅實な發展を遂げつゝある新國民政府に對して、いよいよ國交調整條約締結の交渉を開始するに至つたのである。この條約の締結は、とりもなほさず帝國の國民政府正式承認を意味するものであり、これによつて日滿支三國の新關係が確立するのである。この國民政府は東亞新秩序建設の任務を分擔するものであり、第三國との國交上にも正當な主權を代表するものであることはいふまでもない。

は最高の指導機關となすことあり、直接命令を發布したり、政務を處理したりするのでなく、その決議を國民政府に交付してこれを執行させる。こゝには各種の専門委員會が設けられてゐる。政治委員會には主席が一人あり、委員は二十四人乃至三十人であつて、國民黨の中央執行委員、同監察委員、その他合法政黨の幹部、社會上にあつて重望を負有する人士となつてゐる。

北支は特殊の情勢にあるため、臨時政府の名は消えたが、その實體は華北政務委員會の名によつて残つた。首腦部の人選も當初と大體變らないが、この程委員長の王克敏が辭めて王揖唐がこれに代つた。

この條約締結交渉開始に當つて、こゝに新國民政府の大體の輪廓を述べることにしよう。

新中央政府の最高機關は中央政治委員會である。政府はこれに對し責任を負ふのである。この點は重慶政府が黨に對して責任を負ふのと異つてゐる。中央政治委員會

新中央政府は成立後未だ時日を経過してゐないから、施設も今後に俟たなければならぬが、大體の方針だけは知ることが出来る。

外交方針

先づ新政府の外交方針について述べて見ると、支那にある第三國の既得權益についてはこれを尊重するし、原則と

して第三國は凡て友邦としてこれを俟つことは當然であるが、然しその間自ら差が出て来る。といふのは、和平建國を以て趣旨とする新中央政府に賛成するものは當然これを友として遇するが、抗戰建國を趣旨とする將政權に賛成するものはこれを友として待遇するわけにはゆかない。

また東亞新秩序については、第三國の間にいろいろと誤解があるやうで、日本が支那を領斷し、列國を閉め出すやうに考へてゐるが、これは大きな誤解である。このことは既に日本側からも度々聲明された通りであつて、東亞新秩序の意味は、東亞と國際間に平等の關係を確立せんとするものであり、東亞に加へられた不當の束縛を脱せんとするに外ならない。故に東亞新秩序は、世界に於ける和平と平等の友を網羅し、共に繁榮の利益を享けんとするものである。故に東亞新秩序の主義は開放的であり、大同であるとなしてゐる。

その對外的第一歩として、第二の努力を租界回收に向けてゐる。その理由としては次のやうに述べてゐる「租

界の回收あつてこそ、帝國主義者が重慶政權を引張つてゐる糸を切斷することが出来るし、買辦階級の活動根據地を消滅せしめることが出来るし、かくして國家を統一せしめることができ、全面和平にまで到達せしめることが出来る」と。

日本との關係

次に日本との關係については、日本は領土的野心なしと聲明してゐるし、主として今後は日支經濟合作に對し重點が置かれるであらう。これについて新政府では、日支經濟合作の大綱を左の三つとしてゐる。

一 有無相通の貿易を行ふこと。
二 日支の共通利害、即ち日支相方が共に利を享くるものであること。

三 合作と合辦の關係を匡すこと。即ち合作と合辦とは往々混同されるが、これは必ずしも不離のものではなく、合作は必ずしも合辦を要せず、合辦は必ずしも合作の要求に合しない。

また企業については、個人企業はもとより返還さるべ

きであり、國營事業も亦事變前の狀態に恢復さるべきであるとなしてゐる。即ち日支間に於ては、支那は主として日本に原料を供給し、日本からは技術と資本を仰ぎ、支那の産業開發を行ふが、主權を損せず、努めて平等互惠の經濟提携を實行し、共存共榮の目的を達すべしとなしてゐる。

日支經濟合作の行はるゝ主要なる地域は第一に北支那であるが、これに關し、華北政務委員會當局の意見を紹介して見よう。

「物資については、日滿と支那、支那でも北支と中南支、また北支内部でも物資の流通は甚だ圓滑を缺いてゐるから、日滿支ブロックが、有無相通し、長短相補ふためには、經濟ブロック内に於て、一定の計畫を定め、しかる後にこの計畫を一致實行すれば偏倚不平均の弊がない。

物動計畫の歸着點は配給である。配給には合理化を要する。然しこの合理化で注意すべきことは、合理化は各國家、各地方の民情、習慣と環境によつて適當の標準を定むべきで、千篇一律に、一定の型を何處にでも適用せん

とすれば大なる弊害を惹起する。北支の開發事業は、日本と提携協力し、平衡して進むべきである。北支各鑛山工場にして日本軍の管理下にあるものは、早晚現業者に返還されるだらうから、この際には、各現業者は當地の環境を斟酌し、これを合理化し、逃避してゐる人才と資本とを吸収すべきである。かくて日支兩國の人才と資本をして通力合作せしめると共に、互ひにその範圍を守り、均衡的に發展する機會を有せしむべきである。」

對内政策

制憲問題 新政府の對内政策にいろいろの方面があるが、第一に擧げらるべきものは制憲問題である。新政府は當初から國民黨の一黨專制に反對し、各黨各派の合同による政治を主張し、既に中央政治會議及び中央政治委員會の中にも、各黨各派の代表者を加へたのであるが、憲法を制定して速かに憲政を實施することを主張し、そのために新政府内に準備委員會が設けられてゐる。この點では重慶側でも、新政府の憲政運動と、共產系の憲政促進により、本年十一月に國民大會を開き、憲法を制定

して憲政に乗出すこととなり、各々自派に有利に大會を導かんとしてゐるので、制憲を目指し、新政府と重慶と中國共產黨とが、各々微妙な關係に立つに至つた。

財政方針 新政府の財政方針としては、左の八項が挙げられてゐる。

- 一 金融の安定 現在市場に流通してゐる各種の通貨はそのまゝ使用させ、人民をして損失させないやうにし、しかる後改革統一を計る。
- 二 公債信用の維持 以前の内外債を承認する。
- 三 國稅の整理 關稅、鹽稅、統稅の整理。
- 四 苛細な稅捐の除去。
- 五 遊資の疏導 遊資を生產業に向ける。
- 六 貿易の調整 入超に對し、需要供給を調節し、外國爲替を平衡にし、資金の流出を減少させる。
- 七 民生の調節 貨物の流通を計り、商人の暴利を防ぎ、災民の更生を期す。
- 八 生産の補助 農民貸附金制度、農村改良設備等の方法を講ず。

農業施設 農業國である支那としては、農業施設は最も重要であるが、現下の施設方針としては、左の四項が定められてゐる。

- 一 國權を擁護し、公私の産業を保障する。
 - 二 友邦資本と技術の合作を歓迎し、以て國內資源を開發する。
 - 三 農民を安撫し農村を復興する。
 - 四 人才を養成し、生産技術を改良する。
- また農村の復興建設に最も必要なのは治水であつて、殊に黄河の治水である。黄河は蒋介石軍により中牟で決潰したまゝ既に二年を経てゐるが、もし一旦このままで氾濫すれば大變だから、速かに豫防の方法を講じなければならぬ。
- 難民救済 更に戦火による災民の救済が目下の急務であつて、そのため特に振務委員會といふのが設けられ、この過渡期間に於ける民力恢復に當ることになつてゐる。その方針として發表された概要は、振務工作は極めて普遍的に且つ積極的主動的に行ひ、更に民食問題、

一切の農民勞働者の政治問題、一般失業問題をも取扱ふ。振務實行の方法は、臨時急を要するものの外は、救済の必要があればこれに仕事を與へて救ふ方法による。

教育方針 教育の方針としては、最近支那で問題になつてゐる支那の獨立的な、自主的な教育をもつことを主張してゐる。今後の支那の教育は、必ず民族固有の文化と道徳を保持し發揚しなければならぬとし、支那自身のものとは一切が支那の國情に適合しなければならぬ。無論毫も外來文化を排斥拒絶するのではないが、たゞこれを採取吸収する場合の依據とする。以前の如き植民地的教育、教會式の教育に對しては一切排斥除去する。また従来の排日教育については、江精衛も「今後の支那はもとより隣邦友好を以て教育方針となさねばならない。日本は殊にその國民をして侵華侮華の傳統思想を放棄し、以て兩國永久和平の基礎を確立せねばならない」といつてゐる。

次に今後の支那の教育は必ず實際の民衆生活に向くべしとし、教育制度は新規播直しとし、大學は量より質を

重視し、全國主要な地點に三個か五個の國立大學を設ける。更に力を盡して職業教育を推廣し、遍く初級の徒弟學校、中級の職業學校或ひは職業養成所、高級の專門學校等を設け、全國の青年をして、みな一技の長あらしめるやうにせねばならぬとしてゐる。即ち國本教育と民生教育とが二大方針である。

社會施設 社會施設として國民政府は新たに社會部を設けた。これは日本の厚生省のやうなものだが、國民黨中央社會部を繼承したため、黨中央社會部の主要任務である民衆運動に關聯があり、過去一ヶ年餘に亘り、上海で重慶側の指導する民衆運動と困難なる奮闘を続け、十名以上の死傷者を出した。故に新政權の社會部もまた民衆運動をその主要工作とする。その全部の使命は、

- 一 民衆團體の指導監督
- 二 全國民衆の組織訓練
- 三 社會政策の施行
- 四 社會事業の推進である。

かうして新政府の施設方針は大體の決定を見たのであるが、近くこれが實行に移されるであらう。

露光量違いにより重複撮影

文部省推薦図書紹介 一 一般部

◇女教師の記録(平野婦女子著) 著者は、現在品川第四日野小學校の訓導をしてゐる。本書は、著者が今日まで女教師として體驗し、實施した教育記録である。そして、その體驗記を價值あらしめてゐるのは、實に、著者の十數年の教師生活に於て、一日として變らざる兒童教育への獻身的熱意と、それから生れた非凡な實行力である。著者が兒童教育に當つて、單なる教室での教育に止まらず、漁村に或ひは工場街に、兒童一人々々の生活の中深く入つて行つて、精神的のみならず、肉體的にも暖い愛撫の手を伸ばし、そのためには、自分の私生活全部を傾倒してゐる尊い一つの記録は、讀者をしてその眞實に打たしめずにおかないであらう。加ふるに、絶えず、教師としての修養を怠らず、又全體に互つて、女性としての謙虚さがほのめいてゐるのは、同じことと思はれる。東亞建設の任務を擔ふ次代の子供の眞の教育は教育者自身の兒童教育に對する熱意に俟つのほかないであらう。教育の當事者のみならず、學校教育と家庭教育の連絡を認識しておかねばならぬ母親にとつて好適の書である。(四六判)二二

◇東洋的無久松良一著 本書は既に著者によつて個々に發表された、禪に關する論文十篇及び宗教論に關するもの六篇を輯録したものであるが、然しこれ等の論文を恒に一貫して流れてゐる問題がある。それは本書の序にもある通り、たゞ單に著者の生命の一部分たる知的な學問の問題ではなくして、著者にとつては正しく「死」にものぐるひに直面する全一的問題であり、「全生命自體に課せられた生きた問題」なのである。乃ち著者は、この「いのち」にかけての問題、解明の道を、東西の先哲古聖の芳蹟に求めた結果、著者の所謂「東洋的無」と稱するものに、その落處を見出し得たといふのである。西洋思想に對する十分なる理解の上に立つて、禪を中心とする東洋文化の特質を明らかにしたものである。 (四六判)二九 定價二圓八〇錢 送料三錢 發行東京市神田區駿河田區文書館 振替東京五三九〇九號

本年上半期の題目次は次號に添附する豫定です

週報	定	申	所	注
昭和十五年七月十日印刷發行	一部	内閣印刷局發行課	全國各地官報販賣所	意
印刷者 内閣印刷局	五錢(送料共)	東京都書籍株式會社	各書店・譯賣店	
發行所 東京市神田區大町		振替東京一九〇〇〇號		
		電話九ノ内三五一九		

昭和研究會刊行物

東亞新秩序建設の理論と方策 (三六九頁)	同	二五錢
支那新中央政權と通貨對策 (二五五頁)	同	二五錢
米穀專賣案要綱 (二五五頁)	同	二五錢
我國配給機構改革試案 (二五五頁)	同	二五錢
我國勞働政策の基本方針 (二五五頁)	同	二五錢
フロンツ經濟の本質に關する報告 (二五五頁)	同	二五錢
新日本の思想原理 (二五五頁)	同	二五錢
協同主義の哲學的基礎 (二五五頁)	同	二五錢
豫算編成に關する覺書 (二五五頁)	同	二五錢
民間經濟中樞機關試案 (二五五頁)	同	二五錢
農業團體統制試案 (二五五頁)	同	二五錢

合本 二五錢

直轄本會事務局へ乞申込郵券代用可(四錢切手以下に限る)

第七號發行所内ノ九市京東

局務事會究研和昭

番二六五四三一京東書郵 五三〇五内ノ九市京東

昭和研究會刊行物

東亞新秩序建設の理論と方策

支那新中央政權と通貨對策
(二五・五月)

米穀專賣案要綱
(二五・四月)

我國配給機構改革試案
(二四·九月)

我國勞働政策の基本方針
(一四・九月)

ブロック經濟の本質に關する報告 (二四・九月)

新日本の思想原理
(二四・二五)

協同主義の哲學的基礎
(二四・九月)

豫算編成に關する覺書 (二二二二)

民間經濟中樞機關試案

農業團體統制試案
（二三・九月）

直接本會事務局へ乞申込・郵券代用可（四錢切手以下に限る）

命本

[11]

[31]

{ii}

[15]

1.

}

[iv]

[5]

14

]

iii}

實

號七館號四仲内ノ丸市京東

昭 和 研 究 會 事 務 局

番二六五四三一京東替振 五三〇五内ノ丸話電

文部省推薦圖書紹介
——段向——

女教師の記録(平野瞳子著) 著者は、現

在品川區第四日曜小學校の調査をしてゐる本書に、著者は今日、女教師としての體驗に、實地した教育記録を、そして、その記録を以て教育記録であるのは、實に、著者の十數年の教師生活に於て、一日として變つてゐる兒童教育への壓身的結果として、これら青年に於て非凡な奮起力である教育に止つて、單に、家庭での教育が兒童教育に當つて、單に止つてゐる中深く入つて行つて、精神的面ならず、肉體的にも暖い愛撫の手が伸び、そのためには、自分の平生生活全部を傾倒してゐる數いつくの記録は、讀者をしてその眞實に打たしめずにおかないであらう。加ふるに、絶えず、教師としての修養を怠らず、又全部に及つて、女性としての謙虚さ、まはのめてゐるのは向いことに思はれる。家庭で設けた任務を擔ふべき時代の子供の眞の教育は教育者自身の兒童教育に對する熱意に依つては、限られてゐる。教育の當事者のみならず、學校教育と家庭教育の連絡を認識しておかねばならぬ以て、これについて好適の書である。(阿久根理)

二頁 定題ニ就 資料一の篇 發行東京市神田區小川町
一ノ二内村田ヒル西書局 採得東京一六四八六四番

敎學局選獎圖書

紋學局選疑圖書

東洋的輸入(其二) 本書は既に著者に
よつて調子に發表された、釋に關する論文
十篇及び本誌編輯に關するもの六篇を精選し
たもので、大體然しこれ等の譯作を槓一
貫して流れてゐる問題である。それは本書
の序より明瞭なり、大體單に著者の生命の一
部分たる知識的・學問的問題ではなくして、
著者にとつては生と死に關するもの、ひに直
面する全人的な問題であり、その生命自體
に課せられた生きた問題なのである。乃ち
著者は、このいふものにかけての問題・解明
の道へ、東西の先哲古聖の芳蹤に覺めた結
果、著者の所謂東洋的無二稱するものに、
その落處を見出し得たといふのである。
西洋思想に對する十分なる理解の上に立つ
て釋を中心とする東洋文化の特質を明ら
かにしたものである。(附一九九頁 定價 理
八錢 送料二錢 發行東京市神田區阿波野文書
房 昭和五年九月九號)

本年上半期の題目次は次號に添附す
る說をです

▲本誌より特載の場合は敬事 問題等が解決され り格致の旨を記し且つ右各格致を内 閣閣議通過の旨を記すこととせしむ ▲本誌記事の材料に乏しきに際し ▲掲載記事の材料に乏しきに際し ▲即ち見事格致材料格致を知らしむ ▲本誌を讀み格致の旨を知らしむ	御注意 ▲本誌より特載の場合は敬事 問題等が解決され り格致の旨を記し且つ右各格致を内 閣閣議通過の旨を記すこととせしむ ▲本誌記事の材料に乏しきに際し ▲掲載記事の材料に乏しきに際し ▲即ち見事格致材料格致を知らしむ ▲本誌を讀み格致の旨を知らしむ	中込所 ▲本誌より特載の場合は敬事 問題等が解決され り格致の旨を記し且つ右各格致を内 閣閣議通過の旨を記すこととせしむ ▲本誌記事の材料に乏しきに際し ▲掲載記事の材料に乏しきに際し ▲即ち見事格致材料格致を知らしむ ▲本誌を讀み格致の旨を知らしむ	定價 ▲本誌より特載の場合は敬事 問題等が解決され り格致の旨を記し且つ右各格致を内 閣閣議通過の旨を記すこととせしむ ▲本誌記事の材料に乏しきに際し ▲掲載記事の材料に乏しきに際し ▲即ち見事格致材料格致を知らしむ ▲本誌を讀み格致の旨を知らしむ	昭和十五年七月十日印刷發行 印刷部 印刷部 印刷部
---	--	--	---	---

露光量違いにより重複撮影

週

報

昭和十一年十月十一日
昭和十五年七月十日
（毎週一回水曜日発行）

内閣印刷局印刷發行

特殊アルミニウム製チューブ
に八大特許の性能をもつ
最高標準の薬用齒磨



チューブ入齒磨 の決定版！



なめらかな煉具合！爽快な香り！
サツパリした清淨感！チューブ入
薬用クラブ齒磨のよさは又格別です。柔散
で最後までムダがなく、しかも性能は八大
特許の優秀な清淨・薬効作用を發揮します
から「チューブ入齒磨の決定版！」と評判
なのも當然なわけです。

磨齒ブラク 薬用

（判[A5]格規定國はさき大の書本）